

令和5年度

集 団 指 導 資 料

夜間対応型訪問介護事業

福岡市 福祉局 高齢社会部
事業者指導課

[目 次]

夜間対応型訪問介護事業に関する事項

I	夜間対応型訪問介護事業とは	1
II	人員に関する基準	1
III	設備に関する基準	4
IV	運営に関する基準	5
V	雑則	16
VI	報酬に関する基準	17
○	介護保険関連情報のホームページアドレスについて	27

1 夜間対応型訪問介護事業に関する事項

I 夜間対応型訪問介護事業とは

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、訪問介護員等により行われる排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うもの。

※ 訪問介護員等とは、「介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めた者（介護員養成研修修了者）」をいう。

※ 夜間におけるサービス提供という性格を踏まえ、サービスを提供する時間帯は、22時から6時までの間は最低限含むものとする。なお、8時から18時までの時間帯を含むことは認められず、この間の時間帯については、指定訪問介護を利用すること。

<夜間対応型訪問介護事業所が提供するサービス>

指定夜間対応型訪問介護は、「定期巡回サービス」「オペレーションセンターサービス」「随時訪問サービス」を一括して提供するもの。

○ 定期巡回サービス

定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護

○ オペレーションセンターサービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否等を判断するサービス

○ 随時訪問サービス

オペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護

II 人員に関する基準

※ 暴力団の排除（※福岡市独自基準）

福岡市暴力団排除条例に基づき、役員、管理者その他従業者、取引先について暴力団を排除すること。また、指定、指定更新、役員及び管理者の変更があった際は、暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

1 管理者

事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の者であること。

ただし、管理上支障がない場合は、以下の職務に従事することができる。

① 当該事業所の他の職務

② 同一敷地内の他の事業所、施設等の職務

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）

③ 訪問介護事業所の職務（日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合で

あって、訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときに限る。)

※ なお、福岡市では、3役以上の職務の兼務では、管理上支障があると判断しているため、兼務は2役までとしており、他の職務に従事する時間が管理者としての勤務時間を超えないこと。

2 オペレーションセンター従業者

(1) オペレーター

夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者

ア オペレーターとして1以上確保されるために必要な数以上。

オペレーターは提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、当該事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者の通報に対応することも差し支えないこと。また、午後6時から午前8時までの時間帯は、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定夜間対応型訪問介護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。

イ オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員の資格を有すること。

ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、当該サービスを提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、サービス提供責任者として1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護員養成研修2級課程修了者は3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者を充てることができる。

ウ オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、以下の職務に従事することができる。

① 当該事業所の定期巡回サービス

② 同一敷地内の訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務

③ 利用者以外の者からの通報を受け付ける業務

（例：市町村が地域支援事業の任意事業として実施する家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業に関する職務）

エ 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、ウの規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- ① 指定短期入所生活介護事業所
- ② 指定短期入所療養介護事業所
- ③ 指定特定施設
- ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑤ 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- ⑥ 指定地域密着型特定施設
- ⑦ 指定地域密着型介護老人福祉施設
- ⑧ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑨ 指定介護老人福祉施設
- ⑩ 介護老人保健施設
- ⑪ 指定介護療養型医療施設
- ⑫ 介護医療院

- ・ 当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができること。ただし、当該職員が定期巡回サービス又は随時訪問サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない（オペレーターの配置についての考え方についてはウと同様）ため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意すること。

オ 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、ウ及びエの規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

- ・ 「利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合」とは、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合であること。

カ オの規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、下記4の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

（2）面接相談員

利用者の面接その他の業務を行う者として、1以上確保されるために必要な数以上。

- ・ 日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するために配置する。
- ・ オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するよう努めること。
- ・ 面接を適切に行うために必要な人員を配置すること。
- ・ 夜間勤務のオペレーター、訪問介護員等や管理者が従事することも差し支えない。

3 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上。

4 随時訪問サービスを行う訪問介護員等

サービスを提供する時間帯を通じて、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上配置すること。

- 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えないこと。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定夜間対応型訪問介護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。

Ⅲ 設備に関する基準

1 事務所

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。

特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

2 オペレーションセンター

通常の事業の実施地域内に1か所以上設置すること。

ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより、適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。

※ オペレーションセンターを設置しないことができる場合とは、具体的には、利用者の人数が少なく、かつ、当該事業所と利用者間に密接な関係が築かれていることにより、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けた場合であっても、十分な対応を行うことが可能である場合をいう。

3 備品等

(1) オペレーションセンター

オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させること。

- ① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等
(当該事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。)
- ② 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

(2) ケアコール端末

利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布すること。

ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではない。

※ オペレーションセンターを設置しない場合にあっても、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するもの及び利用者に配布するケアコール端末は必要となる。

- ## (3) 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の設備に関する基準を満たすことをもって、指定夜間対応型訪問介護の設備基準を満たしているものとみなすことができる。

IV 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

- ① 当該サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、「運営規程の概要」「従業者の勤務の体制」「事故発生時の対応」「苦情処理の体制」「提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)」等の利用申込者がサービスの選択に資する必要な重要事項について記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得ること。
- ② オペレーションセンターを設置しない事業者は、オペレーションサービスの実施方法について十分な説明を行うこと。
- ③ 随時訪問サービスを他の訪問介護事業所の訪問介護員等に行なわせる場合については、その旨について十分な説明を行うこと。

<運営指導における不適正事例>

- ・重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がない。
- ・重要事項についての説明及び書面交付の記録がない。
- ・重要事項説明書の記載内容が契約書や運営規程の内容と異なっている。

2 提供拒否の禁止

正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

- (例) ① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合

3 サービス提供困難時の対応

通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の夜間対応型訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じること。

4 受給資格等の確認

- ① サービス提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめること。
- ② 利用者の被保険者証に、指定地域密着型サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めること。

5 要介護認定の申請に係る援助

新規、更新の申請について必要な援助を行うこと。

6 心身の状況等の把握

サービスの提供に当たっては、オペレーションセンター従業員による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。

<運営指導における不適正事例>

- ・サービス担当者会議の記録が残されていない。

7 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 夜間対応型訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- ② 夜間対応型訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供及び居宅サービス計画等の変更の援助

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った夜間対応型訪問介護を提供すること。

また、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うこと。

＜運営指導における不適正事例＞

- 居宅サービス計画の内容に沿ったサービスの提供が行われていない。
- 利用者の心身の状況等により、居宅サービス計画の内容の変更が必要であると把握しているにもかかわらず、居宅介護支援事業者へ連絡する等の必要な援助を行っていない。

9 身分を証する書類の携行

事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。

※ この証書等には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

10 サービス提供の記録

- ① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載すること。
- ② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。
- ③ これらの記録は、完結の日から5年間保存すること。（※福岡市独自基準）

11 利用料等の受領

- ① 法定代理受領サービスに該当する夜間対応型訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型サービス費用基準額から夜間対応型訪問介護事業者に支払われる地域密着型サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- ② 法定代理受領サービスに該当しない夜間対応型訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- ③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に要した交通費の額の支払を受けることができる。
ただし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払いを受けることは認められない。
- ④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。
- ⑤ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められない。なお、利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）につ

いては、利用者が負担すべきものとする。

- ⑥ 夜間対応型訪問介護その他のサービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際は、支払いをした利用者に対し、領収証を発行すること。

領収証は、介護保険法第41条第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に係るものとその他の費用の額を区分するとともに、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載すること。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・領収証を発行していない。
- ・介護保険に係る費用とそれ以外の費用が区別されていない。
- ・事業ごとに会計経理が区分されていない。

12 夜間対応型訪問介護の基本取扱方針

定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心して、その居宅において生活を送ることができるものであること。

事業者は、自らその提供する夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

13 夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針

夜間対応型訪問介護の方針は次に掲げるところによるもの。

- ① 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと。
- ② 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。
- ③ 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと。
- ④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ⑤ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- ⑥ 利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講ずること。
- ⑦ サービスの提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること。

14 夜間対応型訪問介護計画の作成

- ① オペレーションセンター従業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成すること。
- ② 当該計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにすること。
- ③ 当該計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。
- ④ オペレーションセンター従業者は、当該計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
(※福岡市独自基準)
- ⑤ オペレーションセンター従業者は、当該計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付すること。
- ⑥ オペレーションセンター従業者は、当該計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。計画の変更に当たっては、①～⑤の規定を準用すること。

※ オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、「オペレーションセンター従業者」を「訪問介護員等」と読みかえるもの。

＜実地指導における不適正事例＞

- 居宅介護支援事業所とは別に、事業所独自のアセスメントを行っていない。
- 居宅サービス計画を居宅介護支援事業者から取得していない。
- 夜間対応型訪問介護計画について、利用者及び家族に説明し、利用者の同意を得ていない。
- 利用者からの同意を得た日付が、サービス提供後となっている。
- 夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付していない。
- 夜間対応型訪問介護計画の実施状況等の把握（モニタリング）について記録を行っていない。

15 同居家族に対するサービス提供の禁止

事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはならない。

16 緊急時の対応

訪問介護員等は、現に夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

17 管理者等の責務

(1) 管理者

事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行うこと。また、事業所の従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。

(2) オペレーションセンター従業者

オペレーションサービスのほか、当該事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うこと。

<運営指導における不適正事例>

- ・管理者が、従業者の管理、業務の実施状況を把握していない。
- ・管理者が、従業者に必要な指揮命令を行っていない。

18 運営規程

夜間対応型訪問介護事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。

<運営規程で定めるべき主なもの>

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ※令和6年3月31日までは努力義務
- ⑨ その他運営に関する重要事項（身体的拘束等について等）

19 勤務体制の確保等

① 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、オペレーションセンター従業者及び訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

② 事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この②において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

※ 地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、指定夜間対応型訪問介護の実施を可能とする観点から、地域の指定訪問介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対して、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの事業の一部を委託することができることとしたものである。この場合において、「事業の一部」の範囲については市町村長が判断することとなるが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの全てを委託してはならないという趣旨であることに留意すること。したがって、指定夜間対応型訪問介護事業所が定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められないこと。なお、事業の一部委託に当たっては契約に基づくこととし、当該契約において、当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。

当該事業所の訪問介護員等…雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指す。

- ③ オペレーションセンターサービスについては、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
- ④ 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
(※福岡市独自基準)
(i) 具体的な研修計画を策定すること。
(ii) 外部研修の機会を確保すること。
(iii) 「利用者等の人権擁護」「高齢者虐待防止」「身体的拘束廃止への取組み」等に関する研修を定期的に(年1回以上)行うこと。
- ⑤ 事業者は、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
事業主が講ずべき措置の具体的内容や、事業主が講じることが望ましい取り組みについては、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)」の第3の二の4(6)⑥により参照される第3の一の4の(22)⑥を参考とすること。

<運営指導における不適正事例>

- 月ごとの勤務（予定）表が作成されておらず、勤務状況が不明確である。
- 併設している事業所（住宅型有料老人ホーム等）と兼務している職員（管理者除く）の勤務時間を事業所ごとに分けて管理されていない。
- 勤務表上、勤務時間、常勤・非常勤の別、従業員の兼務関係が不明確である。
- 全員分の出勤簿がない。
- 法人の役員であるという理由で出勤簿を作成しておらず、勤務状況が不明確である。
- 研修の年間計画が策定されていない。
- 福岡市の独自基準で定める3つの研修が実施されていない。
- 研修に関する記録が残されておらず、研修の内容や参加者等の実施状況が不明確である。
- 研修報告等が整備されておらず、他の従業員が参考にできる体制がない。

20 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

事業者は、夜間対応型訪問介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※ 令和6年3月31日までの間は努力義務

業務継続計画の策定にあたっては、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）」の第3の二の4（7）により参照される第3の一の4（23）を参考とすること。

21 衛生管理等

- ① 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- ② 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- ③ 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、夜間対応型訪問介護従業者に周知徹底を図ること。
 - イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 事業所において、夜間対応型訪問介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

※ ③の適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は努力義務

衛生管理等の実施については、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）」の第3の二の4（8）により参照される第3の一の4（24）を参考とすること。

22 掲示

- ① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要（「運営規程の概要」「従業者の勤務体制」「事故発生時の対応」「苦情処理の体制」「提供するサービスの第三者評価の実施状況」は必須）、従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- ② 事業者は、①の事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

23 秘密保持等

- ① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ② 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。

<運営指導における不適正事例>

- ・従業者について、在職中及び退職後の業務上知り得た利用者等の秘密の保持について措置が講じられていない。（雇用時に秘密保持に関する誓約書を交わしていない又は誓約書の内容不備）
- ・サービス担当者会議等で利用者の個人情報を使用する際の同意を文書で得ていない。
- ・利用者からは同意を文書で得ているが、家族からの同意を文書で得ていない（家族からの同意を得るときの肩書は「本人代理人」では不可）。

24 広告

事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

25 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

26 苦情処理

① 提供した夜間対応型訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずること。

「必要な措置」とは、苦情を受け付ける窓口を設置すること、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載するとともに、事業所に掲示すること等をいう。

② 苦情を受け付けた場合には、苦情の受付日、その内容等を記録すること。なお、苦情の内容等の記録は、完結の日から5年間保存すること。（※福岡市独自基準）

③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

また、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告すること。

④ 国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行う調査に協力するとともに、国保連から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

また、国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を国保連に報告すること。

<運営指導における不適正事例>

- 苦情を処理するために講ずる措置の概要が事務所に掲示されていない。
- 苦情に対する処理経過を記録する様式が整備されていない。
- 相談窓口として、市（区役所）、国保連の窓口が記載されていない。

27 地域との連携等

事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めること。

事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

28 事故発生時の対応

① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を速やかに行うとともに、必要な措置を講ずること。（※福岡市独自基準）

- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。なお、それらの記録は完結の日から5年間保存すること。（※福岡市独自基準）
- ③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- ④ ①～③のほか、以下の点に留意すること。
 - ・ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、予め定めておくことが望ましい。
 - ・ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。
 - ・ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 事故発生時の連絡マニュアル等がない。
- ・ 記録が整備されていない。
- ・ 再発防止のための対策（職員間での周知等）がなされていない。
- ・ 保険者への報告が必要な事例について、事故報告書を提出していない。

29 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ア 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、夜間対応型訪問介護従業者に周知徹底を図ること。
- イ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ウ 事業所において、夜間対応型訪問介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※ 令和6年3月31日までの間は努力義務

虐待の防止の実施については、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）」の第3の二の4（10）により参照される第3の一の4（31）を参考とすること。

30 会計の区分

事業所ごとに経理を区分するとともに、夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。

31 記録の整備

- ① 従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を整備すること。
- ② 利用者に対するサービスの提供に関する下記の記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。（※福岡市独自基準）

- (i) 夜間対応型訪問介護計画
- (ii) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (iii) 市町村への通知に係る記録
- (iv) 苦情の内容等の記録
- (v) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

V 雑則

ア 夜間対応型訪問介護事業者及び夜間対応型訪問介護の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証の提示による受給者資格等の確認、入退去に関する事項の被保険者証への記載並びにイに規定するものを除く）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。

※ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。

a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

※ その他、地域密着型サービス基準条例施行規則第 146 条第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、a 及び b に準じた方法によること。

※ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

イ 夜間対応型訪問介護事業者及び夜間対応型訪問介護の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

a 電磁的方法による交付は、地域密着型サービス基準第 3 条の 7 第 2 項から第 6 項までの規定に準じた方法によること。

b 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示

をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

- c 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
- d その他、地域密着型サービス基準第183第2項において電磁的方法によることができるものとされているものに類するものは、aからcまでに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- e また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

VI 報酬に関する基準

1 夜間対応型訪問介護費について

(1) 地域区分

福岡市：5級地 1単位の単価：10.70円

(2) 夜間対応型訪問介護費（I）

オペレーションセンターを設置している夜間対応型訪問介護事業所の従業者が、夜間対応型訪問介護を行った場合に、所定単位数を算定する。

- ① 基本夜間対応型訪問介護費 ・ ・ ・ ・ ・ （1月につき）1,025単位
利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合に、所定単位数を算定する。
- ② 定期巡回サービス費 ・ ・ ・ ・ ・ （1回につき）386単位
利用者に対して、当該事業所の訪問介護員等が、定期巡回サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。
- ③ 随時訪問サービス費（I） ・ ・ ・ ・ ・ （1回につき）588単位
利用者に対して、当該事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。
- ④ 随時訪問サービス費（II） ・ ・ ・ ・ ・ （1回につき）792単位
次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の当該事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合、所定単位数を算定する。

- イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合（例：体重が重い利用者に排泄介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合）
- ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ハ 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合（例：1月以上定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない者からの通報を受けて随時訪問サービスを行う場合（期間は1つの目安であり、利用者の心身の状況等により異なる））
- ニ その他利用者の状況等から判断して、イ～ハのいずれかに準ずると認められる場合

※ 単に安全確保のために2人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、算定することはできない。

（3）夜間対応型訪問介護費（Ⅱ） ・ ・ ・ ・ ・ （1月につき）2,800単位

オペレーションセンターを設置していない夜間対応型訪問介護事業所の従業者が、夜間対応型訪問介護を行った場合に、所定単位数を算定する。

ただし、オペレーションセンターを設置している事業所であっても、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）に代えて夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定することができる。

（4）夜間対応型訪問介護費の算定について

○ 基本的な算定方法

① 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）

基本夜間対応型訪問介護費については、夜間対応型訪問介護を利用する者すべてについて、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの利用の有無を問わず算定する。

定期巡回サービス費及び随時訪問サービス費については、サービス提供の時間帯、1回当たりの時間の長短、具体的なサービス内容等にかかわらず、1回の訪問ごとに所定の単位数を算定する。

② 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）

定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを全て包括して1月当たりの定額として算定する。

③ 共通

- ・ 下記のサービスを受けている間は、夜間対応型訪問介護費は算定できない。

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護生活介護、複合型サービス

- ・ 1の事業所において夜間対応型訪問介護を受けている間は、他の夜間対応型訪問介護事業所がサービスを行った場合に、夜間対応型訪問介護費は算定できない。

○ 月途中からの利用開始又は月途中での利用終了

① 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）

基本夜間対応型訪問介護費に係る所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定する。

② 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）

所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定する。

○ 通常の訪問介護との併用

① 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）

他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合、当該夜間対応型訪問介護事業所における定期巡回サービス費又は随時訪問サービス費及び他の訪問介護事業所における訪問介護費の算定をともに行うことができる。

② 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）

当該夜間対応型訪問介護事業所の営業日及び営業時間において他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合、当該他の訪問介護事業所における訪問介護費は算定することができない。

2 減算について

(1) 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者に対する取扱い

(1) - 1

<対象>

- 当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者
 - ※ 事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。
- 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）

<単位数>

① 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）

定期巡回サービス又は随時対応サービスを行った際に算定する所定単位数の90/100に相当する単位数を算定する。

※ 基本夜間対応型訪問介護費については、減算の適用外。

② 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）

夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)の単位数の90/100に相当する単位数を算定する。

(1) - 2

<対象>

- 事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建

物に居住する利用者

<単位数>

① 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）

定期巡回サービス又は随時対応サービスを行った際に算定する所定単位数の85/100に相当する単位数を算定する。

※ 基本夜間対応型訪問介護費については、減算の適用外。

② 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）

夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）の単位数の85/100に相当する単位数を算定する。

<定義等>

(i) 「同一の敷地内等」

事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。

具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に夜間対応型訪問介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当する。

(ii) 「同一建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）」

「同一の敷地内等」以外の建物を指す。

この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

(iii) 「同一敷地内建物等に50人以上居住する建物」

同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。

3 加算について

(1) 24時間通報対応加算

次に掲げる厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が、日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合は、24時間通報体制加算として、1月につき610単位を所定単位数に加算する。

本加算は、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している者であって、日中においてもオペレーションセンターサービスの利用を希望する者について算定すること。

<厚生労働大臣が定める基準>

イ 日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保し

ていること。

□ 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて訪問介護が実施されること。

ハ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っていること。

＜算定にあたっての留意事項＞

- ・夜間対応型訪問介護事業所は、緊急の訪問が必要と判断される場合において、対応が可能となるよう、訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握しておくこと。

なお、この場合の訪問介護事業所については、複数でも差し支えなく、また、同一法人の経営する事業所でも差し支えない。

- ・利用者に対しては、夜間の同居家族等の状況の把握に加え、日中の同居家族等の状況及び在宅サービスの利用状況等を新たに把握すること。
- ・利用者は、夜間対応型訪問介護事業所と連携をとっている訪問介護事業所（複数の事業所と連携体制をとっている場合にあっては全ての事業所）と事前にサービス利用に係る契約を締結しておくこと。

（２）特別地域夜間対応型訪問介護加算

別に厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、特別地域夜間対応型訪問介護加算として、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については1月につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

（３）中山間地域等における小規模事業所加算

別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

（４）中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第14条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定

夜間対応型訪問介護を行った場合は、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)については1月につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(5) 認知症専門ケア加算

① 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定している場合

認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日

② 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定している場合

認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90単位/月

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120単位/月

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に加算する。

<認知症専門ケア加算(Ⅰ)の加算要件>

ア 事業所における入所者の総数のうち、対象者の占める割合が2分の1以上であること。

* 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指す。

* 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。

※ 当該ランクに該当する者のみ加算を算定することができる。

イ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

* 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」、認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。

ウ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。

* 会議の実施に当たっては、全員が一同に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。

<認知症専門ケア加算（Ⅱ）の加算要件>

ア 「（Ⅰ）の加算要件」の基準のいずれにも適合すること。

イ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。

* 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」、認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。

ウ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

○ 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について

イ 加算の算定要件として「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下「判定結果」という。）を用いる。

ロ 前項の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）に基づき、主治医が記載した同通知中「3主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3.心身の状態に関する意見（1）日常生活の自立度等について・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いる。

ハ 医師の判定が無い場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。）にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いる。

（6）サービス提供体制強化加算（いずれかのみ加算）

次に掲げる基準に適合している事業所が、利用者に対し、夜間対応型訪問介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算する。

※ 当該加算は、区分支給限度額から控除する。

<単位数>

○ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している場合

- ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・（1回につき）22 単位
- ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・（1回につき）18 単位
- ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・（1回につき） 6 単位

○ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定している場合

- ④ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・（1月につき）154 単位
- ⑤ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・（1月につき）126 単位
- ⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・（1月につき） 42 単位

<サービス提供体制強化加算の基準>

①又は④ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

下記（i）～（iv）のいずれにも適合すること。

- （i） 夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- （ii） 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。
- （iii） 当該事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。
- （iv） 次のいずれかに適合すること。
 - （a） 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
 - （b） 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

②又は⑤ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （v） 上記（i）から（iii）までの基準のいずれにも該当すること。
- （vi） 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。

③又は⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （vii） 上記（i）から（iii）までに適合すること。
- （viii） 次のいずれかに適合すること。
 - （a） 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が

100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。

(b) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

<加算の基準に関する留意事項について>

○ 研修について

夜間対応型訪問介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所のサービス従業者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。

○ 会議の開催について

この会議は、当該事業所の従業員の全てが参加するものであること。実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録すること。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。

また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の同行を含め、記載すること。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ・利用者のADLや意欲 | ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 |
| ・家庭環境 | ・前回のサービス提供時の状況 |
| ・その他サービス提供に当たって必要な事項 | |

○ 健康診断等について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない夜間対応型訪問介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施すること。

新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

○ 職員の割合の算出方法

算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。

ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となる。

前年度の実績が6月に満たない事業所については、届出を行った月以降においても、

直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持すること。なお、その割合は毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに変更の届出を提出すること。

※ 介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月末日時点で資格を取得又は研修課程を修了している者であること。

- 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

(7) 介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算

令和5年度地域密着型サービス事業所集団指導資料（共通編）68頁参照。

(8) 介護職員等ベースアップ等支援加算

令和5年度地域密着型サービス事業所集団指導資料（共通編）68頁参照。

介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報を確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等にご活用ください。

(1) 厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

令和3年度介護報酬改定に伴うQ&Aを含む。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

(2) 厚生労働省 介護保険最新情報

厚生労働省が発出している介護保険の最新情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

(3) 介護サービス関係Q&A

介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ga/index.html

(4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧

介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=00&kc=0&pc=1>

(5) 「医療保険と介護保険に給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に

関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000613583.pdf>

※ 検索サイトで「保医発 0327 第 3 号」で検索すると閲覧できます。

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課 在宅指導係

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

電話：092-711-4257

FAX：092-726-3328

E-mail：kyotaku@city.fukuoka.lg.jp